Energia

報 道 資 料

平成15年8月22日
中国電力株式会社

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

当社は，原子力災害対策特別措置法に基づき，島根県知事および鹿島町長との協議を経て，「島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画」を修正し，本日，経済産業大臣に届出いたしました。
また，同法に基づきこの計画の修正要旨を別紙のとおり公表いたします。

今後とも，島根原子力発電所の運転にあたっては，安全の確保を最優先に取り組むとともに，原子力防災体制の整備に万全を期してまいります。

以上

（別紙）「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨
（参考） 原子力事業者防災業務計画

別紙

「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

原子力災害対策特別措置法（平成１１年 法律第１５６号）第7条第1項(注)の規定に基づき，「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」を修正したので，同条第3項の規定に基づき，この計画の修正要旨を次のとおり公表する。

１．修正の目的

日本郵政公社への移行に伴う指定行政機関等の変更，中国経済産業局および島根町の組織改正等を踏まえ，所要の修正を行った。

２．修正年月日

平成１５年８月１９日

３．修正の主な内容

（１）日本郵政公社への移行に伴い，指定行政機関から郵政事業庁，また，指定地方行政機関から地方郵政局を削除した。

（２）中国経済産業局および島根町の組織改正に伴い，通報・連絡先を変更した。

（３）その他，表現の適正化等を行った。
（具体例：号炉→号機，中性子線量→中性子線量率　等）

以上

（注）原子力事業者防災業務計画は，原子力災害対策特別措置法により，毎年，検討を加え，必要があると認められる場合は，自治体と協議のうえ修正し，主務大臣に届出することが義務づけられています。

参考

1. 原子力事業者防災業務計画

原子力災害対策特別措置法に基づき，原子力災害の発生を防止するための対策や万一，原子力災害が発生した場合の拡大防止および復旧対策などについて定めたもの。

2. 原子力事業者防災業務計画の主な内容

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的，定義，基本構想，運用，修正について定める。
第2章 原子力災害予防対策の実施	緊急時体制の区分，緊急時対策組織，原子力防災管理者の職務，放射線測定設備や原子力防災資機材の整備，防災教育及び防災訓練の実施並びに国，地方公共団体，地元防災関係機関との連携等について定める。
第3章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報，災害の拡大防止や放射性物質の影響範囲の推定など応急措置の実施，オフサイトセンター等への要員派遣など緊急事態応急対策等について定める。
第4章 原子力災害事後対策の実施	発電所の復旧対策，行政機関等への原子力防災要員の派遣等について定める。
第5章 その他	他の原子力事業者への協力について定める。

以上